



お知らせ

**国民健康保険税などは
所得申告時の社会保険料
控除の対象です**

◎納付額の確認

■国民健康保険税…1月下旬に郵送する「納付済額のお知らせ(29年1月～12月までの納付済額をお知らせしたもの)」で確認してください。なお、40歳～64歳の人は介護保険料も含まれています。

■後期高齢者医療保険料…1月下旬に郵送する「納付済額のお知らせ(29年1月～12月までの納付済額をお知らせしたもの)」で確認してください。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度加入前の保険料(料)については、加入していた医療保険の保険者(事業所など)で確認してください。

■介護保険料(65歳以上の人)…年金の源泉徴収票または領収証書等で納付済額を確認してください。 ※「納付済額のお知らせ」のはがきは廃止しました。

■国民年金保険料…社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を日本年金機構から郵送しています。申告には控除証明書または領収書の添付が義務付けられています。

◎納付額が分からない人には納付額確認書を発行します

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料…窓口に来る人の本人証明書(運転免許証・健康保険証など)を持参して、国保年金課(本庁舎2階④番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。

■介護保険料(65歳以上の人)…長寿福祉課(本庁舎1階⑭番窓口)、各支所(鶴崎・植田市民行政センター)での発行は東部・西部保健福祉センター、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。

■国民年金保険料…控除証明書の発行など詳しくは、大分年金事務所へお問い合わせください。

☎ 国保年金課(☎537-5616)、長寿福祉課(☎537-5741)、大分年金事務所(☎552-1211)

**建設工事・配水管布設工事などの入札
参加資格審査申請は3月12日(月)までに**

市・市水道局が30年度に発注する工事などの競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。

①建設工事、測量・建設コンサルタント業務など

■受付場所:本庁舎5階 503会議室
■担当課:契約監理課(☎537-5714)

②配水管布設工事(水道局のみ)

■受付場所・担当課:水道局総務課(城崎町一丁目 ☎538-2403)

- 受付期間:2月1日(休)～3月12日(月)
- 申請書類:競争入札参加資格審査申請書類など
- その他・☎ 詳しくは、各担当課へ。

**30年度 鳥獣被害防護柵設置
費用を助成します**

イノシシなどの鳥獣による農林産物などへの被害を防ぐため、電気柵、トタン柵、鉄線柵を設置する個人・団体に、基準事業費の3分の2以内を助成します。助成を希望する個人・団体は、事前に要望書の提出が必要です。

■受付期間:1月15日(月)～2月14日(水)

■対象:31年2月末までに防護柵を設置する個人・団体

■その他:購入後の申込みはできません。
■申込み・☎ 林業水産課(本庁舎8階 ☎585-6021) または各支所、本神崎・一尺屋連絡所に備え付けの用紙(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、各備え付け場所へ。

**20歳になったら国民年金に
加入してください**

国民年金は、20歳以上60歳未満の人が必ず加入しなければならない年金制度です。年金未加入の自営業者や学生、アルバイト、無職の人は本庁舎1階⑩番窓口、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で加入手続きをしてください。会社員や公務員などの人は、勤め先が手続きを行うので不要です。

なお、所得が一定額以下の場合、「学生納付特例制度」や「納付猶予制度」、「保険料免除制度」があります。

また、会社員・公務員などに扶養されている配偶者は、配偶者の勤め先に第3号被保険者に該当することを届け出てください。

☎ 国民年金室(☎537-5617)

**解雇などで失業した人は
国民健康保険税が軽減される
場合があります**

会社の倒産・解雇などで失業した人の国民健康保険税は一定期間、前年の給与所得を3割として算定します。

■持参品:雇用保険受給資格者証
※離職日に65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証の離職理由番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34の人が対象です(申告が必要)。

■届出先:国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所

☎ 国保年金課(☎537-5736)

**長寿福祉課からのお知らせ
(☎537-5743)**

◎市が発行した確認書でおむつ代の医療費控除が受けられます

確定申告や市・県民税の申告時におむつ代の医療費控除を受ける場合、2年日以降は医師が発行したおむつ使用証明書の代わりに市が発行した確認書を使うことができます。ただし、確認書を行っていない場合もあります。詳しくは、長寿福祉課にお問い合わせください。

■手数料:300円

◎市が発行した認定書で障害者控除が受けられます

65歳以上で障害者手帳を持っていない人でも、障害者手帳などの基準に準じて、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられる場合があります。介護保険の認定調査票などを基に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

■手数料:300円(ただし、調査が必要な場合は500円)

□申請に必要なもの:印鑑(朱肉を使うもの)、介護保険被保険者証

住居表示案を公示します

東原地区、明野南二丁目隣接地区、田尻南地区は11月23日(金)から、横尾土地区画整理事業地区、雄城台団地地区、雄城台住宅地地区、二豊および上宗方の一部地区、椿ヶ丘地区、田尻グリーンハイツ地区は31年1月12日(土)から新住居表示に変更する予定です。その町界・町名変更案を本庁舎南側の掲示板に公示します。

■期間:1月15日(月)～2月14日(水)

☎ 市民協働推進課(☎537-7250)

大地震に耐える防災拠点を目指して

**市庁舎の耐震性能を
さらに高めます**

市では、地域防災計画において、本庁舎を防災拠点として災害発生時には災害対策本部等を設置しています。

南海トラフを震源とする地震の発生が想定される中、大規模地震の発生後、本庁舎が倒壊や崩壊することなく、直ちに防災活動の拠点として使用できる耐震性能を確保しておくことが重要です。

そこで、本庁舎の耐震性能をさらに高める工事を、1月から開始します。

現在の本庁舎(昭和52年築)の耐震性は、大規模地震でも倒壊または崩壊する可能性が低いと考えられる耐震基準値^(※)を上回っています。

しかし、この基準値は、倒壊などは免れても直ちに使用できる水準を満たすものではないため、本庁舎の耐震性能をさらに増強するための工事を実施します。

※耐震診断の基準のひとつである構造耐震指標「Is値」は、建物の強度や粘り、建物の形状、経年状況などを考慮し、数値化したもの。その基準はIs値0.54になっています。大分市本庁舎はIs値0.56。

工事期間(予定):平成30年1月15日から平成31年2月28日まで

市の業務は通常通り行います

今回の工事は、建物の内部・外部ともに実施しますが、内部の工事は閉庁日である休日・祝日に作業を行うため、市の業務は通常通り行います。

◎正面玄関などの出入口を変更する期間があります

1階正面玄関や中通路側出入口(本庁舎西側)などの工事を行うため、通行できなくなる期間がありますが、各出入口の作業が重ならないように調整します。

また、建物内部の2階～6階の柱を太くする工事を行います。開庁日の作業範囲を最小限にすることで、各階の通行等の影響が少なくなるよう努めます。

工事の主な内容

- 内部の補強工事
 - ・本庁舎正面玄関などの自動ドア等の建具を耐震性の高い製品へ更新
 - ・2階～6階にある既存の柱を太くする柱巻き補強
 - ・1階～7階に新たな耐震壁を設置

～期間中、庁舎などの一部が利用できません～

- ①本庁舎正面玄関は利用できない期間があります。
- ②本庁舎と議会棟の1階連絡通路である中通路側出入口が利用できない期間があります。
- ③耐震工事期間中は身障者用駐車スペースの一部が利用できなくなります。
- ④耐震工事期間中は中庭の利用ができません。
※①と②の期間は重なることはありません。

◎安全対策に努めます

市役所へ訪れる皆さんへの支障がないよう、誘導員の配置や案内板等を設置することで安全対策を行います。

●外部の補強工事

- ・2階～6階南側外壁の柱の間に新たな柱を設置
- ・3階～6階北側外壁の柱の間に新たな柱を設置
- ・2階北側外壁の柱の間に鉄骨ブレース(補強材)を設置

☎ 管財課 ☎537-5608

